

共同親権運動

親どうしが別れても 親子が親子であるために

32号

2015年10月18日

ステップペアレントの話からわかること「子どものための共同養育を進めるために」



明治学院大学の野沢慎司さんの話はとても示唆にとんでいた。ステップファミリーの家族拡張理論は共同養育に賛成の結果であり、子供の福祉、利益を考えてこそだった。

わざわざ離婚後、核家族に戻して実の父親を排除するというのは、不自然きわまりなく、子供の福祉や子供の心理を考えてというよりも、同居親の実の父親排除の都合が大きい。また、現在の欧米先進国の離婚後のステップファミリーが「双核家族 (bi nuclear

family)」となり、実親との共同監護や面会交流を行いつつ、子どもは二つの世帯を持つパターンが増加しているというのは、なかなか聞けない話でとても面白かった。

子供の最善の利益を考えれば、当然離婚しようが実の両親と継続的關係を保てることだ。

子供が父親が二人いたら混乱するというのは、同居親側の煩わしさでしかないというのは納得がいった。日本のステップファミリーの話というのは常に同居親の母親の視点の実父を排除し単独親権を維持するというのが、多いが本来は欧米のステップファミリーもこのように離婚後の父親とも子供が触れ合える子供のため、そして父親が不当に差別されないべきものだと感じる。このような共同親権に生産的なステップファミリーの話はもっと知られるべきだろう。

小田切先生の心理学的な観点からの忠誠葛藤を子供に味あわせない、片方の親を子供に無理に選ばせないというのは筆者と見解はほとんど一緒。私も心理学系の人間なので。子どもの意思を片方の親との交流を切った状態で「聞く」などというのは、子どもの意思をそもそも尊重していない証拠。

弁護士藤原道子さんはアンケートの解説をわざわざしにきてくださってありがたい。日弁連が別居親にアンケート協力を依頼するというのが大きな進歩だと思う。アンケートの質問に偏りがあったようだが、そのような偏りに憤りを感じたことは当事者が言わなければ相手もわからないし。

実務の観点から話した斎藤さんの意見も、面会交流や共同養育という認識がないため、それを実現す



原則交流・共同養育 第Ⅳ期 共同親権運動ネットワーク

〒186-0013 東京都国立市青柳3-10-8. 103
TEL 03-6226-5419 FAX 03-6226-5424
メール info@kyodosinken.com ホームページ <http://kyodosinken.com/>
郵便振込 00130-5-472679 加入者名: kネット
銀行口座 三菱東京UFJ銀行国立支店0072170 (普) ケイネット

る説得からはじめないといけないという点は、現場はやはりそうだろうな、と思う。離婚当事者の母親も面会交流はできる限りすべきという教育がされていないから。しかしそのような現場の説得一つ一つが違いを生み出すのだと思う。行政がそういう機関を支援してくれればいいが。

実際に、離婚した場合、訪問権、面会交流権、共同養育は子どもの権利で養育費と同じく義務であるという教育、そして欧米を参考にしたどう行えばよいかの教育をきちっと国がすれば、共同親権や面会交流拒否を巡るトラブルは随分減らせると思う。

現在の状況では漠然と共同養育が正しいとわかっている、施行方法がないため、結局できず、面会交流をさせないことを正当化する理屈を持ち出すという状態になっている。ましてや、面会交流権を知らないで離婚後はとったもん勝ち、実父を排除するのがシングルマザー（実際は実父が死亡していない限り、「シングル」マザーではないが。）の権利になってしまっている現状がある。そこをなんとかしないといけない。それを意図的に進めている勢力もいるけれど、前に進む進歩を感じれる講演会であった。

私が翻訳したファレル教授もステップファザーであるが、娘のアレックスが幼い頃から実の父親であるジェフを愛し会いたがっていた。また、父親のジェフも実の娘アレックスに会いたがっており、ファレルは父親の訪問権を拒む力が存在する中その不当性と戦い、アレックスがどちらの実親からも育児を受けられるよう奮闘していた。ジェフは再婚しており、家庭を持っている。しかしなぜそれが実の娘との交流を妨げる理由になるのだろうか（もしくはアレックスの母がファレルと再婚したことが）？

ちなみに、私の二冊目の翻訳書でワレン・ファレルの日本で三冊目になる翻訳、「ファザー・&・チャイルド・リユニオン」がおそらく来年初めに出るので、是非買ってください。大学の所属している人は大学図書館に購入依頼をして入れてください。学問の流れを変えていかないと話にならないので。タイトルを見てわかると思いますが、離婚後の父親と子どもの交流権の話です。



● 主張

ハーグ条約で二重基準

国内法でも親子の絆の修復を

竹内英治

国際結婚の破たんて日本と外国で離ればなれになった親子がインターネットを通じて、面会できるシステムを外務省が今秋に導入する。親子なのだから、本来は直接、会って絆を深めるのが理想だ。しかし、国境をまたいでいるなど、諸事情があるので、こうしたシステム作りが進められている。

外務省によると、これは、2014年4月にハーグ条約が日本でも発効したことを受けて、親子の面会の機会を増やすのを目的に導入するという。ハーグ条約は国際結婚の破たんによって、一方の親が国境をまたいで子どもを連れ去る事件が増加していることから、加盟国に連れ去られた子どもの返還や面会交流の支援を義務付けている。

国境をまたいだ親子の絆の修復にはこのように国が支援しているが、その一方で日本国内では離婚に伴う親子の絆の断絶は、いまだに放置され続けている。これは、国際結婚よりはるかに多い“国内結婚”の破たんに伴う親子の絆の修復については、国は支援しないということの意味する。明らかにダ

ブルスタンダードであり、親子の絆を断ち切られた別居親に対する差別である。

私たち共同親権運動ネットワークは、このような離婚で、親子の絆を絶たれてしまった別居親で作る団体である。日本は先進国では珍しい単独親権制を採っていることから、離婚に伴い、どちらかの親は必ず親権を喪失する。それと同時に子どもとの絆が突然、断ち切られる。詳細なデータはないが、別居・離婚後に子どもと会えなくなってしまった別居親は、実はかなり多い。司法統計によると、面会交流調停の申し立て件数は、2013年度は1万762件と10年前から倍増した

子どもが生きがいという親は多い。その生きがいを単独親権制の下、突然奪われ、失意の余り、自殺に追い込まれる別居親も続出している。私自身、すでに3年以上子どもに会えず、失意の日々を送っている。

「家庭裁判所に面会交流調停を申し立てればよい」とアドバイスをしてくださる方もいるが、家裁でどのような取り決めをしたとしても、子どもと同居している元配偶者は、これを簡単に反故にできる。現在の日本では、我々のような離婚に伴う別居親には子どもについて、何の権利も認められていない。これは法の下での平等を定めた憲法14条違反である。

国にはハーグ条約の施策を進めると同時に日本の国内の惨状にも目を向け、連れ去り防止と面会交流の義務化を盛り込んだ国内法の整備を早急に進めるよう求めたい。単独親権制による犠牲者をこれ以上出してはならない。

面会交流支援の有用性と課題 ～ビジテーションを通して～

「(社) つむぎ」で私もビジテーションを行うスタッフの一人としてお手伝いさせていただいています。毎月新規の相談や対応がありますが、利用する方々の多くが定期的なりピーターです。この「リピーター」という定期的に繰り返し利用していただく事に「ビジテーションってやっぱり必要だね。」という嬉しい気持ちと、「そもそも、ビジテーションが必要なのは悲しい」という2つを感じます。

ここでは、この正反対にも思える内容について「有用性」「課題」の切り口ですこし触れたいと思います。

～ビジテーション利用の背景～

離婚や別居などが理由で離れて暮らしている親子が、「親同士の直接のやりとりがうまく行かない」「子どもを送迎するのに問題や抵抗、葛藤がある」という課題を抱えながらも「親子が会うことは必要」と考えている時に利用するのが大半です。(親としての理性と愛情)

「問い合わせの対応」にはじまり「当日の送迎、付き添い」など、必要なことであれば多くのことを行います。ケースにより違いますが、「送迎のお手伝いだけ」の利用もあれば「面会中はずっと付き添っている」という利用もあります。

費用の負担については、最近の傾向として「双方均等に負担」（折半）が増えてきています。初期の連絡調整が円滑だと、その後も定期的かつ円滑に進み易くなります。結果、最初は緊張していた雰囲気も次第に和らいできます。（葛藤の緩和）

～ビジテーションの例～

事情により、具体例を避けつつ全体像を把握できるように、ケース毎にまとめずに項目別に整理してみます。

■利用のきっかけ

- ・ “当事者同士の交流の場、 “代理人からの助言、 “情報収集、 の過程でビジテーションを知る
- ・ 電話やメールの相談で理解と期待を深める
- ・ 裁判所での文書でビジテーション利用を定める

■連絡調整

- ・ スタッフが仲介して日時や条件などを調整する
- ・ 内容が安定して定期的な利用となるに従い、連絡調整も「日時と場所の再確認」程度まで簡単になる傾向がある
- ・ 「親子が会うのが前提」の連絡調整ではあるが、同居親の意向が強い場合は別居親が譲歩しなければならない割合が高くなる

■当日の様子

- ・ 数時間から数日の連泊まで時間はさまざま
- ・ 頻度も「毎月数回」から「数ヶ月に一度」までさまざま（平均すると月1回程度）
- ・ 最初は関係者全員が緊張していることが多い
- ・ 子どもは最初ぎこちないが、（初回でも）別居親に会えると短時間でリラックスして楽しむようになる
- ・ どちらの親も精神的な負担が減り、“想像しているだけの不安”が減る印象がある

～有用性～

新規利用開始が定期的にある、リピートする、には以下の有用性（メリットや理由）があると思います。

- ・ 会えない親子が会えるようになる可能性が広、継続的な面会交流につながる
- ・ 双方の親、子ども、の不安や葛藤を和らげる（高葛藤の緩和）

・ 不安や疑問、問題があても相談できる機会や相手が増える

・ 結果、双方の親、子どもたちも「現状を踏まえつつ、よりよい今後」を考え、行動できるようになる（前向き、建設的な取り組み）

～課題～

一方で、前述の有用性が高いほど、『同時に』課題も強くなると感じています。

- ・ 「共に過ごす」ことに“第三者”が“有償”で関わらなければならない（面会交流に対する抵抗感・拒否感・葛藤）が社会全体でまだまだ根強い。“人の不幸で金儲け”の批判がある）
- ・ 有償サービスゆえに経済的負担は避けられない
- ・ “つむぎ”の支援は「合意無いところから合意形成を目指す」所から始めるが、それでもなお「同居親の意向が強いと別居親は譲歩を強いられる」ケースが多い

この2つの切り口は常に同時にあります。しかし、『すこしでも解決出来る可能性のある手段』、なのは確かだと思います。

葛藤を抱えているのは私も同様です。「そもそも不要であるべき事だが、現実的対処の一選択として有効」と同時に「一緒に過ごす親子の姿」に喜びを共有し、癒され、希望を感じることも確かです。

ビジテーションを利用されている方々は、“必要と感じているけど円滑にできない”という課題を解決する手段として“第三者が介在して面会交流のお手伝い”を選んでいるのです。

もちろん、「離れている親子が定期的と一緒に過ごす」ということに対して“どれだけ必要なことか？”というのは、みなさん違った考えがあります。「必要ないけど仕方ない」から「絶対に必要」まで、その程度は様々です。

しかし、私はこの程度の違いや葛藤のあるなかでも「双方子どもに対しては親」という大切な視点を大切にして、抱えている課題を解決しようとしてビジテーションを選択していることはとても賢明なことだと思います。もちろん、同じ課題でも解決の方法はさまざまです。

もっとも大切な事は“何を選んだ”ではなく“解決しようとして行動した”ということだと思います。

利用者の方々の『ビジテーション利用の卒業』という“あたりまえのこと”が広く普通になることを願ってこれからも取組んでいきたいと思っています。

（蓮見岳夫）

■共同養育と労働法■

第9回

東京司

なぜ男性は過酷な筋肉労働が制限されないのか？

つい最近、ある冊子を読んでいたら「働きたくないって、誰もが思うのでは？」という言葉が目に入りました。私が20代の頃、仕事の関係で労災病院に行くことがあり、そこで目にした光景は、じん肺により「働かない」男性たちの姿でした。それはもちろん、働かないのではなくてじん肺という疾病のために働けないのですが、なぜ、多くの男性労働者が労働災害に遭っているのか、当時は想像できませんでした。

そこで、今回は坑内労働について取り上げますが、私の提起する文脈としては、女性の現場監督者もどんどん坑内労働で活躍してね、というのではなく、男性が性別のみによる理由で過酷かつ危険な作業に従事してもよいというのは差別ではないか、その差別感こそが労働現場においても司法においても改められるべきというのが今回の趣旨です。

現行の労働基準法ではその施行細則を含め労働者の労働安全衛生のために色々な規定があるわけですが、最も基本となる労働基準法では坑内労働の就業制限について、妊産婦は当然に就業制限とし、それ以外の満18歳以上の女性について坑内で行われる業務のうち人力により行われる掘削の業務その他の女性に有害な業務として厚生労働省令で定めるものを就業制限の対象としています。この就業制限について「女性労働基準規則」ではより詳しく、「人力により行われる土石、岩石若しくは鉱物の掘削又は掘採の業務」「遠隔操作により行うものを除く動力により行われる鉱物等の掘削又は掘採の業務」「発破による鉱物等の掘削又は掘採の業務」「ずり、資材等の運搬若しくは覆工のコンクリートの打設等鉱物等の掘

削又は掘採の業務に付随して行われる業務」が坑内業務の就業制限の範囲として定められています。坑内労働に限らずこの「女性労働基準規則」が規定している危険有害業務には24項目あり、例えば重量物を取り扱う業務で、満18歳以上に限れば女性は断続作業で30kg未満、継続作業で20kg未満とすることが明文化されていますが、男性に関しては定めがなく、「職場における腰痛予防対策指針」で、満18歳以上の男性が55kg以上の重量物は二人以上で行うことと男性の体重の40%以下（女性は男性の60%ぐらい）にするよう努めるよう示されているにすぎません。この基準については、科学的な知見というよりは予断と偏見によるものというのが私の見方です。また、地中を掘削するということは当然に地中に存在する有害な重金属やガス、蒸気、低分子量分について呼吸・経口・経皮すべての経路での労働者の被曝・防爆を予防しなければならない筈ですが、有害物についても男性に就業制限の定めはありません。この点につき、女性のみを就業制限の対象としてきた理由は主に生殖毒性です。

昨今、労働者が受ける不妊治療を有給休暇で取り扱う事業所が出てきているのですが、不妊治療というものは女性のみが受けるものではなく男性も受けなければならないものです。そうであれば、生殖毒性を考える以上、性別によらず就業制限をしなければならないはずでは？

この会報の読者の中には、男性であること、あるいは女性であることを理由として裁判官や調停員から不当な発言をされた方も多いと思います。妊産婦は特別として、人間が働く権利、働かない権利（就業制限）は分け隔てなくあるべきだと思います。

縛りあわない結婚生活

連れ合いと一緒に暮らして、三十八年。よく別れずに続いたものです。とは言ってもお互い縛りあうのはイヤなのでどちらかがイヤになったらさっさと別れることにしようとの合意はできて、離婚届にお互いハンコついておいてます。書互いが縛り合わず、価値観を押し付けない関係が長続きの理由かも。我慢して一緒に居る必要もないしねえ。

そもそも、私は結婚当初から彼女を養うつもりもなかったし、護ってやるとか、幸せにするとか言ってません・・・怖くて(笑)。言ったのは、あなたを養うことはできないから、お互い自分の口は自分で養いましょうと。具体的には家計負担に関しては折半し、家事労働に関しては、私が台所、彼女が洗濯という形で折半しました。

連れ合いは仕事は転々としながらも、腎不全で働けなくなるまで、ずっと仕事してました。私も仕事は転々としながらも決局十年しか勤め人はできませんでした。私は仕事をやめて家庭に入ったけれど、連れ合いは私には一切お金はくれませんでした(約束通り)。仕方がないので、私は、オーナーもスタッフも全員女というレストランでパートのおじさんを四年ほど。月四~五万ですが、家族の食材を買うには十分の額でした。

パート以外の時間は、男性運動に関わったり、無料の講座にでたり、やがてエコクッキングの教室を始めたり・・・。こんな私の家族責任はご飯を作ることがメインで、あとは家計費の半分ほどを負担することと、子供が小さかった頃は育児とか。まあ世間でいう主婦の役割がほとんど。一家の大黒柱になったこともないし連れ合いを護ったということもないし・・・子供に教育費もほとんどかけてないし、今も基本、生活は同じ。だから毎日ボランティアのような仕事を続けられるし、それでも自宅もあれば事務所も持ってるし・・・ローンもないし・・・ほんと世間は舐めたら甘いもんでした。ああ、颯爽かうよねえ(笑)



息子と過ごした一週間

今年8月、離婚して8年、初めて一週間を息子と過ごした。離婚後最長日数。二人で日数を確認し息子も一番長いと言っていた。

近くに居たころは月に二回ぐらいは泊まりに来ていた、4年前中学入学後遠方に離れてからは、2年間の不登校の時期も含め夏休みと年末年始、5月の連休で通常一回3泊、長くて4泊だった。年間計10日くらいか。しかも来る直前までは全くの音信不通。

今回、息子と過ごした一週間を振り返ると、数日間では父親として久しぶりに一緒に居られる満足感と喜びに浸たるのが精一杯、息子の方も父親にしか言えない我が儘を言う所まで。それが数日を過ぎるとお互い冷静になつてきて少しずつ、父と息子らしい話も出来るようになってきた。

今回の「面会交流」で改めて感じたことは、父と息子が過ごす期間は、長期の休みがある夏休み、冬休み、春休みには最低継続一週間は必要だと思つた。

子どもが父・母それぞれから学ぶことは当然違う。息子が健やかに育つてくれるためにも実の両親との愛情のこもつたふれあいが必要だ。離婚・別居した親であっても双方の親が、責任をもって子育てに関わることが必ず保障されなければならぬと痛感した今年の夏だった。(的早克真)

面会交流と孫のスマホ

毎月1回、でも確実に7年間会えていた孫娘がこの4月に中学生になりました。現在の中学生の忙しさを考えると、ひよつとすると今後の交流は「確実」ではなくなるかも…と言う不安が、私には少しありました。ところが、息子は元妻と話し合つて娘にスマホを与えたのです。購入代金は息子が払い、月々の費用は元妻が払う、との話でまとまったようでした。

これをきっかけに、息子は面会交流日を決めるのに、直接電話やメールで我が子とやりとりが出来ようになりました。元妻がそのことを一歩退いて見守ってくれるなら、面会交流が「成長した」と言えるのではないかと…思っています。

一方で最近の子ども同士のトラブルはケータイがらみで生じやすく、与えた親には責任がありません。何か役立つことは出来ないか、と思つていた時、運よく中学生のスマホのマナーについての本を書店で見つけました。早速購入。4月に会つた時に先に息子に見せ、孫娘には「お母さんとも一緒に読んでね」と言つて手渡しました。こつくり願いて受け取つてくれました。

私もときどきメールを入れると短いながらもいい返信が届きます。この喜びは「定期的な面会交流の確実な実施」、両親への信頼回復の賜物なのです。(長田政江)

まあ、勝つた

10月1日、東京地裁立川支部で約2年争つていた裁判で実質勝訴の判決が出た。この裁判は、元妻とその再婚相手が、家裁での取り決めを受け渡し場所が決まっていないなどを理由に調停中に不履行し、交流を妨害したことの不法性を求める損害賠償請求の裁判だ。取り決め自体は養父も親権者として一貫して関わつてきたため、養父の交流妨害の不法性も問うた。また、ぼくと元妻は事実婚だったため、民法上親権がもともと子どもの母親にあり、人身保護請求をされた上に現在の元妻の再婚相手の養子に二人の子どもたちは入れられた。彼らは会わせるという約束で任意で子どもたちを引き取つた後に共同親権状態を作ると、意図的に交流妨害を繰り返し、調停・審判での欠席を続けたため、これら養子縁組行為や裁判等での欠席も、交流妨害を目的にした不法なものであることを争つた。元妻との連れ子の面会交流も妨害されたのでその違法性も求めた。

ちなみに相手方らの弁護士は石川英夫と石川さやか。英夫のほうは千葉県弁護士会の副会長も経験しているが、代理人になつた途端に親子関係を妨害し、途中から一切こちらの問いかけを無視した。相手方夫婦が手紙を取り置き子どもたちに渡さないという通信妨害も幫助した。極めて悪質であり、懲戒請求と人権救済申し立てをした。そうそう、裁判の結果ですよね。一番は不履行部分の損害賠償約20万が認められました。(宗像 充)

取組

★国立交流会

日時・10月11日() 13時～15時、場所・国立公民館和室 JR国立駅南口富士見通り(右斜め方向)を徒歩5分、問い合わせ・Kネット

★Kネット運営会議

不定期で開催です。参加できませんのでお問い合わせください

★宮崎交流会

日時・6月6日、7月4日(毎月第1土曜日) 18時～20時、場所・宮崎市民活動センター小会議室(宮崎市橋通西1の1の1) 宮崎市民プラザ三階、参加費無料、問い合わせ・0985・47・6797(小原、メール gna05074@leo.bbq.jp、*日程の変更がありえますのでご確認ください。

★鹿児島交流会

日時・6月13日、7月11日(毎月第2土曜日) 18時～21時、場所・サンエールかごしま(鹿児島市荒田1の4の1)、問い合わせ

わせ・070・5270・3251(溝口、メール

kagoshimaoyako@gmail.com

*日程の変更がありえますのでご確認ください。

★別府交流会

日時・6月20日、7月18日(毎月第3土曜日) 18時～21時、場所・別府市野口ふれあいセンター(大分県別府市野口元町12-143)、参加費・500円、問い合わせ・0977・77・1994、メール

item.itmademo.oyako@gmail.com、*日程の変更がありえますのでご確認ください。

★銀座交流会

日時・6月23日、7月28日(毎月第4火曜日)、19時～21時(入退出自由)、場所・東銀座313ビルセミナールーム、参加費・500円(運営費含む)、問い合わせ・090・4964・1080(植野)

★集会「子どものための共同養育を進めるために」(回会交流(養育時間)と養育費)」

日時・7月4日(土) 13時～16時10分、場所・国立公民館地下ホール(予定、変更の可能性あり) JR国立駅南口富士見通り

(右斜め方向)を徒歩5分、資料代・800円(申込み不要)

直接会場にお越しください、主催・Kネット(TEL 03・6226・5419 メール contact@kyodosinken.com HP http://kyodosinken.com)

★弁護士と元妻に対する宮崎養育妨害訴訟・口頭弁論

日時・7月3日(金) 13時半～、場所・福岡高裁502号法廷

★再婚夫婦に対する宗像養育妨害訴訟・口頭弁論

日時・7月9日 10時半～、場所・東京地裁立川支部405号

【Kネット国立事務所】〒186-0002東京都国立市東3-17-11B-202(郵便はこちらをお願いします) *6月半ばから新事務所に引越す予定です。引越後は新たにご連絡いたします。

【東銀座313ビルセミナールーム】

こちらでは郵便物は受け付けていません。東京都中央区銀座3-13-19東銀座313ビル8階 最寄り駅地下鉄東銀座駅徒歩3分、銀座駅徒歩10分。晴海通りから歌舞伎座のある通りに入り、マガジンハウスのある

並び。銀座3丁目郵便局斜め向かい。

■郵便振込 00130-5-472679 加入者名Kネット

■銀行口座 三菱東京UFJ銀行国立支店0072170(運用ケイネット*口座名が略称になりました。

【編集後記】教えてみたら2008年に活動を始めて今年で8年目突入。その間に民法がちょっとだけ変わって、強制執行の形式がちよつとだけ変わった。ハグ条約にも加盟した。

変わったようできて子どもと会うことに対する保障はまだない。弁護士たちはじめ「専門家」たちは、いまだに子どものために親と引き離せというキャンペーンを張っている。子どもたちも大きくなって物事の分別がつくようになると、そういう引き離しの手合いが世の中にはたくさんいて、ぼくと会うのにえらい窮屈なのは、そういった連中ががんばっているからだというのを、社会勉強として学んでもいい年になってきた。(宗像)

会員募集と寄付のお願い

私たちは、親子の引き離し状況を改善し、共同養育・共同親権を実現する法整備、社会制度作りを目指す別居親団体です。片親を排除する法制度に反対しています。実態調査や立法院への提言、ロビ活動、裁判所の運用改善、別居親への情報提供、地方自治体への要請などを通じて、親どうしが別れても親子が親子であるための活動を行います。ホームページ等で広報に努め、会報を年4回程度発行しています。

会員を募っています。年会費(会員は別居親とその家族及び会の趣旨に賛同する人)年3000円

【入会方法】

メールまたはファックス・電話にて、お名前、ご連絡先、住所、会員・賛同者の別をお知らせの上、郵便振替または銀行口座にて3000円を振込ください。また郵便振替・銀行口座にて寄付を募っています。

メール contact@kyodosinken.com